

令和元年度三股町の『健全化判断比率』及び『資金不足比率』について公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体の財政早期健全化を目的とした『健全化判断比率(4指標)』及び『資金不足比率』について、令和元年度決算に基づき算定した結果を公表いたします。

○ 健全化判断比率(4指標)及び資金不足比率

財政健全化法に基づく健全化判断比率については、いずれも基準を下回っています。

指 標		三股町の算定結果 (令和元年度決算)		早期健全化基準 (オーバーすると黄色信号)	財政再生基準 (オーバーすると赤信号)
4 指 標	① 実質赤字比率	※1	— %	14.56 %	20.00 %
	② 連結実質赤字比率	※1	— %	19.56 %	30.00 %
	③ 実質公債費比率		4.4 %	25.0 %	35.0 %
	④ 将来負担比率	※1	— %	350.0 %	財政再生基準なし
⑤ 資金不足比率		※2	— %	経営健全化基準(オーバーすると黄色信号) 20.00 %	

※1 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率については、三股町は算定の結果が黒字であるため「—%」となります。

※2 資金不足比率については、三股町は算定の結果が資金不足額はなく余剰額があるため「—%」となります。

① 実質赤字比率

・標準財政規模に対する、歳出総額から歳入総額を差引いた額の割合

家計に例えると、年収に対しその年の赤字がいくらあるかという割合

【対象会計】普通会計(三股町は一般会計のみ)

普通会計 歳入	
普通会計 歳出	黒字

三股町の場合、歳入が歳出よりも280,226千円多く、黒字であるため、「—%」となります。

② 連結実質赤字比率

・標準財政規模に対する、全会計の赤字額から黒字額を引いた額の割合

家計に例えると、年収に対し家族全員の赤字がいくらあるかという割合

【対象会計】全会計(普通会計、公営企業会計、公営企業以外の特別会計)

全会計 歳入(収益)	
全会計 歳出(費用)	黒字

三股町の場合、全会計において総額962,625千円の黒字であるため、「—%」となります。

③ 実質公債費比率

・標準財政規模に対する、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の割合の3ヶ年平均値

家計に例えると、年収に対し借金返済額がいくらあるかという割合

【対象会計】全会計、一部事務組合、広域連合

$$\frac{\text{借金返済額} - \text{返済特定財源}}{\text{年収} - \text{返済特定財源}} = \text{実質公債費比率} = \frac{\text{一昨年度 実質公債比率 } 4.0\% + \text{昨年度 実質公債比率 } 4.3\% + \text{今年度 実質公債比率 } 4.9\%}{3\text{ヶ年}} = \text{「4.4\%」}$$

④ 将来負担比率

・標準財政規模に対する、一般会計等の負担する退職手当等の実質将来負担額の割合

家計に例えると、年収に対し現在確定している将来負担する額(負債)がいくらあるかという割合

【対象会計】全会計、一部事務組合、広域連合、地方公社等

将来負担額	—	貯金等の財源
年 収		

三股町の場合、将来負担額から貯金等の財源を差引くと1,110,516千円の余剰額が見込めることとなり、年収5,232,593千円との比率に対する表示は「—%」となります。

⑤ 資金不足比率

・各公営企業会計の事業規模に対する、企業ごとの資金不足額の割合

家計に例えると、自分以外の家族がいくら資金が不足しているかという割合

【対象会計】公営企業会計(水道事業会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計)

資 産(歳入)	
負 債(歳出)	余剰額

三股町の場合、資金余剰額が379,413千円となるため、「—%」となります。